

四半期報告書

(第67期第3四半期)

自 平成20年10月1日

至 平成20年12月31日

株式会社 **アドバンテスト**

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注および販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態および経営成績の分析	4

第3 設備の状況

6

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	17

2 株価の推移

18

3 役員の状況

18

第5 経理の状況

19

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	24

2 その他

34

第二部 提出会社の保証会社等の情報

35

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月5日
【四半期会計期間】	第67期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社アドバンテスト
【英訳名】	ADVANTEST CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 丸山 利雄
【本店の所在の場所】	東京都練馬区旭町1丁目32番1号
【電話番号】	東京（03）3930 - 4111（代表） （注）本店所在地は登記上のものであり、本社事務は下記で行っております。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	（本社事務所） 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号 新丸の内センタービルディング
【電話番号】	東京（03）3214 - 7500（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部副本部長 中村 弘志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第3四半期 連結累計期間	第67期 第3四半期 連結会計期間	第66期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	67,117	14,597	182,767
税引前四半期(当期)純利益 (損失) (百万円)	17,977	13,092	23,533
四半期(当期)純利益(損失) (百万円)	10,701	7,758	16,550
純資産額 (百万円)	-	229,303	254,184
総資産額 (百万円)	-	257,595	298,684
1株当たり純資産額 (円)	-	1,283.00	1,422.20
1株当たり四半期(当期)純利益 (損失) (円)	59.87	43.40	90.72
希薄化後1株当たり四半期 (当期)純利益(損失) (円)	59.87	43.40	90.57
自己資本比率 (%)	-	89.02	85.10
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,702	-	24,166
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	23,406	-	16,322
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,674	-	46,770
現金および現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	-	118,240	147,348
従業員数 (人)	-	3,757	3,666

(注) 1. 当社の連結経営指標等は、米国会計基準に準拠して作成しております。

2. 売上高の金額表示は、消費税等抜きであります。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、株式会社アドバンテスト（以下「当社」）の企業グループ（以下「アドバンテスト」）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、関係会社に重要な異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	3,757 (577)
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,535 (355)
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注および販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高 (百万円)
半導体・部品テストシステム事業部門	7,702
メカトロニクス関連事業部門	2,438
サービス他部門	253
合計	10,393

(注) 金額表示は販売価格（消費税等抜き）によっております。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)
半導体・部品テストシステム事業部門	2,727	8,635
メカトロニクス関連事業部門	1,649	1,461
サービス他部門	4,672	427
内部取引消去	205	126
合計	8,843	10,397

(注) 金額表示は販売価格（消費税等抜き）によっており、セグメント間の内部売上高（振替高）を含めて表示しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高 (百万円)
半導体・部品テストシステム事業部門	7,502
メカトロニクス関連事業部門	2,287
サービス他部門	5,004
内部取引消去	196
合計	14,597

(注) 1. 金額表示は消費税等抜きであり、セグメント間の内部売上高（振替高）を含めて表示しております。

2. 当第3四半期連結会計期間において、得意先上位10社に対する販売実績は、総販売実績の約73%を占めております。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態および経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）の状況

	金額（億円）
受注高	89
売上高	146
営業利益	116
税引前四半期純利益	131
四半期純利益	78

当第3四半期の経営環境は、米国大手金融機関の破綻など、金融危機の影響による世界的な景気減速の傾向が日を追うごとに強まり、円高や株安なども同時に進行したことから、景気は急速な後退局面に入ってまいりました。半導体試験装置市場においても、半導体を使用するデジタル家電製品などの最終商品に対する個人消費の大幅な落ち込みにより、各半導体メーカーの収益が低迷し、大幅な生産調整により設備投資を縮小する動きが顕著になってまいりました。また、半導体メーカー間の再編や合従連衡の動きが加速することで、生産設備の余剰感から投資姿勢が慎重になるなど、当社を取り巻く事業環境の厳しさは深刻化の様相を呈しております。その結果、受注高は89億円、売上高は146億円と低調に推移しました。また、海外売上比率は55.4%となりました。

利益につきましては、全社をあげての生産性向上活動を強力に進めるとともに、経費の削減や設備投資の抑制など固定費の圧縮に努めてまいりました。しかしながら、大幅な売上減による利益の減少に加え、半導体用テストシステム需要の縮小に伴う棚卸資産の評価減を計上したことなどにより、営業損失は116億円、税引前四半期純損失は131億円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりであります。

（半導体・部品テストシステム事業部門）

	金額（億円）
受注高	27
売上高	75
営業利益	97

当事業部門では、半導体の過剰在庫と半導体価格の大幅下落による半導体メーカーの収益の悪化から、各社とも大幅な生産調整を行っており、設備投資の抑制や凍結などが相次ぎました。景気後退の影響からパソコンなどに使用されるメモリ半導体のDRAMおよび携帯電話や音楽プレーヤーのデータ保存用に使用されるフラッシュ・メモリへの需要も大幅に縮小し、半導体価格の下落が止まらず、メモリ半導体用テストシステムは依然として低調に推移しました。非メモリ半導体用テストシステム分野でも、引き続きLCDドライバICメーカーが設備投資を抑制していることに加え、自動車産業の低迷から車載用半導体も生産調整局面を迎え、すべての分野において厳しい状況で推移しました。

以上により、当部門の受注高は27億円、売上高は75億円、営業損失は97億円となりました。

（メカトロニクス関連事業部門）

	金額（億円）
受注高	17
売上高	23
営業利益	15

当事業部門では、半導体メーカーによる設備投資がほぼすべての分野において抑制されたことにより、半導体用テストシステムに接続されるテスト・ハンドラやデバイス・インタフェース製品への需要も低調に推移しました。

以上の結果、当部門の受注高は17億円、売上高は23億円、営業損失は15億円となりました。

(サービス他部門)

	金額(億円)
受注高	46
売上高	50
営業利益	0

当部門は、半導体用テストシステムやテスト・ハンドラに対する保守・サービスへの需要が低調に推移したことにより、受注高は46億円、売上高は50億円、営業利益は17百万円となりました。

所在地別セグメントの状況は次のとおりであります。

(日本)

日本では、第2四半期に引き続きDRAMやフラッシュ・メモリの価格が低い水準にとどまったことにより、メモリ半導体メーカーの設備投資は低調に推移しました。また、非メモリ半導体の分野でも、経済環境のさらなる悪化から、最終製品の需要動向に不透明感が増したことで、半導体メーカーの設備投資が急激に冷え込みました。それらの影響により、主にデジタル家電用ICに向けた半導体テストシステムなどが低調に推移しました。

以上により、売上高は126億円、営業損失は113億円となりました。

(米州)

米州では、景気の急速な悪化によるパソコン需要の伸び悩みなどにより、主に第2四半期において堅調であったモバイルPC向け半導体用テストシステムへの需要が低調に推移しました。

以上により、売上高は53億円、営業損失は1億円となりました。

(欧州)

欧州では、厳しい経済環境の中で半導体用テストシステムへの需要は総じて低調に推移しましたが、一部では車載用半導体に向けたテストシステムへの需要があり、第2四半期に比較して、売上高は若干増加しました。

以上により、売上高は12億円、営業損失は5億円となりました。

(アジア)

アジアでは、依然としてDRAMやフラッシュ・メモリの価格が低迷していることにより、特に韓国および台湾におけるメモリ半導体メーカーの設備投資が低調に推移しました。また、非メモリ半導体の分野では、世界経済やパソコンなどの需要の見通しが悪化していることで、デジタル家電用IC向けやパソコンのマイクロ・プロセッサ向けおよびLCDドライバICなどに向けた半導体用テストシステムが低調に推移しました。

以上により、売上高は24億円、営業利益は4億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期末における現金および現金同等物は、前四半期末より325億円減少し、1,182億円となりました。当第3四半期における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、72億円の支出となりました。これは主に、四半期純損失78億円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、163億円の支出となりました。これは主に、短期投資による支出(154億円)および有形固定資産の購入(8億円)によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、42億円の支出となりました。これは主に、配当金の支払(42億円)によるものであります。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、アドバンテストが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費は61億円となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間において、アドバンテストの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月5日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	199,566,770	199,566,770	東京証券取引所市場第一部 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	199,566,770	199,566,770	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成16年6月25日定時株主総会決議)

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	4,440個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	888,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,732円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～平成21年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,732円 資本組入額 1,866円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)は、次の各号の一に該当する場合、新株予約権を行使することができない。なお、下記(イ)における、新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断ならびに(ニ)および(ホ)における、新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。</p> <p>(イ) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき。ただし、当社が相当と認め、新株予約権者に通知した場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ロ) 新株予約権者が死亡したとき。</p> <p>(ハ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。</p> <p>(ニ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知したとき。</p>

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	(ホ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権付与契約(当社の国外子会社の被割当者については、Rules of the Advantest Corporation Incentive Stock Option Plan 2004。)の規定に違反し、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知したとき。 2. 新株予約権の相続は認めない。 3. 各新株予約権の一部を行使することはできない。 4. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、旧商法第221条第6項が準用する旧商法第220条ノ6に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)平成18年7月26日開催の取締役会決議により、平成18年10月1日をもって1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(平成17年6月28日定時株主総会決議)

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)														
新株予約権の数	6,090個														
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-														
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株														
新株予約権の目的となる株式の数	1,217,980株														
新株予約権の行使時の払込金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>付与日</th> <th>1株当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年7月4日</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>平成17年12月1日</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>平成18年2月28日</td> <td>6,702円</td> </tr> </tbody> </table>	付与日	1株当たり	平成17年7月4日	4,300円	平成17年12月1日	4,300円	平成18年2月28日	6,702円						
付与日	1株当たり														
平成17年7月4日	4,300円														
平成17年12月1日	4,300円														
平成18年2月28日	6,702円														
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～平成22年3月31日														
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">付与日</th> <th colspan="2">資本</th> </tr> <tr> <th>発行価格</th> <th>組入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年7月4日</td> <td>4,300円</td> <td>2,150円</td> </tr> <tr> <td>平成17年12月1日</td> <td>4,300円</td> <td>2,150円</td> </tr> <tr> <td>平成18年2月28日</td> <td>6,702円</td> <td>3,351円</td> </tr> </tbody> </table>	付与日	資本		発行価格	組入額	平成17年7月4日	4,300円	2,150円	平成17年12月1日	4,300円	2,150円	平成18年2月28日	6,702円	3,351円
付与日	資本														
	発行価格	組入額													
平成17年7月4日	4,300円	2,150円													
平成17年12月1日	4,300円	2,150円													
平成18年2月28日	6,702円	3,351円													
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)は、次の各号の一に該当する場合、新株予約権を行使することができない。なお、下記(イ)における、新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断ならびに(二)および(ホ)における、新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。														

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(イ) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき。ただし、当社が相当と認め、新株予約権者に通知した場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ロ) 新株予約権者が死亡したとき。</p> <p>(ハ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。</p> <p>(ニ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知したとき。</p> <p>(ホ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権付与契約(当社の国外子会社の被割当者については、Rules of the Advantest Corporation Incentive Stock Option Plan 2005。)の規定に違反し、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知したとき。</p> <p>2. 新株予約権の相続は認めない。</p> <p>3. 各新株予約権の一部を行使することはできない。</p> <p>4. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、旧商法第221条第6項が準用する旧商法第220条ノ6に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)平成18年7月26日開催の取締役会決議により、平成18年10月1日をもって1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
 (平成18年6月27日定時株主総会決議)

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	5,480個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,096,000株
新株予約権の行使時の払込金額	____ 付与日 ____ 1株当たり 平成18年7月12日 5,880円 平成18年12月1日 6,218円
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～平成23年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	____ 付与日 ____ 発行価格 組入額 平成18年7月12日 5,880円 3,678円 平成18年12月1日 6,218円 3,926円
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の相続は認めない。 2. 各新株予約権の一部を行使することはできない。 3. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、会社法第192条第1項に定める買取請求がなされたものとする。 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。 2. 当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。 なお、下記(ロ)における新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断、ならびに(ホ)および(ハ)における新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。 (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議)がなされたとき。 (ロ) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき(ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。) (ハ) 新株予約権者が死亡したとき。 (ニ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。 (ホ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を通知することを要する。)。

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	(ヘ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権割当契約(当社の国外子会社の被割当者については、Rules of the Advantest Corporation Incentive Stock Option Plan 2006。)の規定に違反したとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を通知することを要する。)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)平成18年7月26日開催の取締役会決議により、平成18年10月1日をもって1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより平成18年7月12日付与分の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(平成18年6月27日取締役会決議)

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,740個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	348,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,880円
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～平成23年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 5,880円 資本組入額 3,678円
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の相続は認めない。 2. 各新株予約権の一部を行使することはできない。 3. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、会社法第192条第1項に定める買取請求がなされたものとする。 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。 2. 当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。 なお、下記(ロ)における新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断、ならびに(ホ)および(ヘ)における新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。 (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議)がなされたとき。 (ロ) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき(ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。)

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	(八) 新株予約権者が死亡したとき。 (二) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。 (ホ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を通知することを要する。) (ヘ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を通知することを要する。)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 平成18年7月26日開催の取締役会決議により、平成18年10月1日をもって1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(平成19年6月27日定時株主総会決議)

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	5,560個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	556,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,563円
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	資本 付与日 発行価格 組入額 平成19年7月12日 5,563円 3,339円 平成19年9月26日 5,563円 2,922円 平成20年2月28日 5,563円 2,882円
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の相続は認めない。 2. 各新株予約権の一部を行使することはできない。 3. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、会社法第192条第1項に定める買取請求がなされたものとする。 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>2. 当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。 なお、下記(ロ)における新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断、ならびに(ホ)および(へ)における新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。</p> <p>(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議)がなされたとき。</p> <p>(ロ) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき(ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。)</p> <p>(ハ) 新株予約権者が死亡したとき。</p> <p>(ニ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。</p> <p>(ホ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。)</p> <p>(へ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権割当契約(当社の国外子会社の被割当者については、Rules of the Advantest Corporation Incentive Stock Option Plan 2007)の規定に違反したとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。)</p>
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成19年6月27日取締役会決議)

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,840個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	184,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,563円
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 5,563円 資本組入額 3,339円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の相続は認めない。</p> <p>2. 各新株予約権の一部を行使することはできない。</p>

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	3. 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、会社法第192条第1項に定める買取請求がなされたものとする。 行使された新株予約権の目的たる株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的たる株式を合算して判定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。 2. 当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。 なお、下記(ロ)における新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断、ならびに(ホ)および(へ)における新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。 (イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議)がなされたとき。 (ロ) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき(ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。) (ハ) 新株予約権者が死亡したとき。 (ニ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。 (ホ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。) (ヘ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成20年6月25日定時株主総会決議)

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	5,150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	515,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,653円
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日～平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,653円 資本組入額 1,511円

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の相続は認めない。</p> <p>2. 各新株予約権の一部を行使することはできない。</p> <p>3. 行使された新株予約権の目的である株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、会社法第192条第1項に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的である株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的である株式を合算して判定するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>1. 新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。</p> <p>2. 当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。 なお、下記(ロ)における新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断、ならびに(ホ)および(ハ)における新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。</p> <p>(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議とする。)がなされたとき。</p> <p>(ロ) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき(ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。)</p> <p>(ハ) 新株予約権者が死亡したとき。</p> <p>(ニ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。</p> <p>(ホ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。)</p> <p>(ヘ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当事者が締結する新株予約権割当契約(当社の国外子会社の被割当事者については、Rules of the Advantest Corporation Incentive Stock Option Plan 2008)の規定に違反したとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。)</p>
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成20年6月25日取締役会決議)

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,820個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株

	当第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の目的となる株式の数	182,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,653円
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日～平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,653円 資本組入額 1,511円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の相続は認めない。 2. 各新株予約権の一部を行使することはできない。 3. 行使された新株予約権の目的である株式に1単元未満の株式が含まれる場合は、かかる1単元未満の株式については、会社法第192条第1項に定める買取請求がなされたものとする。行使された新株予約権の目的である株式に1単元未満の株式が含まれるかどうかは、同時に行使されたすべての新株予約権の目的である株式を合算して判定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。 2. 当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。なお、下記(ロ)における新株予約権の行使を認めるのに相当であるかの判断、ならびに(ホ)および(ヘ)における新株予約権の行使を認めないことの判断については、代表取締役に一任する。 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議とする。)がなされたとき。 (ロ) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき(ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。) (ハ) 新株予約権者が死亡したとき。 (ニ) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。 (ホ) 新株予約権者が理由の如何を問わず当社と競合する事業を営む会社の役員または従業員となったとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。) (ヘ) 新株予約権者が権利行使に際し法令もしくは社内規定または当社と被割当者が締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき(ただし、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に通知することを要する。)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額(百万円)	資本準備金 残高(百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	199,566,770	-	32,363	-	32,973

(5) 【大株主の状況】

1. 当第3四半期会計期間において、ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インクから平成20年11月7日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、平成20年10月31日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は次のとおりであります。

大量保有者(共同保有) ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク他2社
 保有株券等の数 12,479,190株
 株券等保有割合 6.25%

2. 当第3四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成21年1月9日付で提出された大量保有報告書の写しにより、平成20年12月29日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、その大量保有報告書の写しの内容は次のとおりであります。

大量保有者(共同保有) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ他4社
 保有株券等の数 10,034,102株
 株券等保有割合 5.03%

3. 当第3四半期会計期間において、ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドから平成20年10月31日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、平成20年10月27日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は次のとおりであります。

大量保有者(共同保有) ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド他1社
 保有株券等の数 7,835,309株
 株券等保有割合 3.93%

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 20,842,100	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,584,000	1,785,840	同上
単元未満株式	普通株式 140,670	-	-
発行済株式総数	199,566,770	-	-
総株主の議決権	-	1,785,840	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式3,600株および議決権36個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)アドバンテスト	東京都練馬区旭町 1丁目32番1号	20,842,100	-	20,842,100	10.44
計	-	20,842,100	-	20,842,100	10.44

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,100	2,970	2,785	2,430	2,610	2,660	2,240	1,527	1,445
最低(円)	2,580	2,535	2,235	2,050	2,135	2,080	996	1,005	1,066

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定に基づき、米国において一般に認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
(資産の部)		
現金および現金同等物	118,240	147,348
短期投資	17,250	-
売上債権(貸倒引当金控除後)	12,631	30,124
棚卸資産	16,168	26,823
繰延税金資産	12,298	12,678
その他の流動資産	5,704	6,474
流動資産合計	182,291	223,447
投資有価証券	6,216	9,754
有形固定資産(純額)	44,697	50,765
繰延税金資産	16,520	6,488
無形資産(純額)	3,524	3,476
その他の資産	4,347	4,754
資産合計	257,595	298,684

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
(負債の部)		
買掛金	4,343	11,765
未払法人税等	0	585
未払金	1,395	2,458
未払費用	6,030	10,940
製品保証引当金	2,226	3,143
その他の流動負債	2,412	2,804
流動負債合計	16,406	31,695
未払退職および年金費用	10,344	10,711
その他の固定負債	1,542	2,094
負債合計	28,292	44,500
契約債務および偶発債務		
(資本の部)		
資本金	32,363	32,363
資本剰余金	40,244	40,072
利益剰余金	259,050	278,689
その他の包括利益(損失)累計額	13,027	7,615
自己株式	89,327	89,325
資本合計	229,303	254,184
負債および資本合計	257,595	298,684

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
資産の部の補足情報		
有形固定資産減価償却累計額	71,086	70,318
無形固定資産減価償却累計額	3,467	3,203

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
資本の部の補足情報		
授權株式数	440,000,000株	440,000,000株
発行済株式総数	199,566,770株	199,566,770株
自己株式数	20,842,554株	20,840,721株

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	67,117
売上原価	38,323
売上総利益	28,794
研究開発費	19,644
販売費および一般管理費	24,695
営業利益(損失)	15,545
その他収益(その他費用)	
受取利息および受取配当金	1,801
支払利息	8
その他	4,225
その他収益(その他費用)合計	2,432
税引前四半期純利益(損失)	17,977
法人税等	7,374
持分法投資利益(損失)	98
四半期純利益(損失)	10,701

(単位 : 円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益(損失)	
基本的	59.87
希薄化後	59.87

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	14,597
売上原価	12,686
売上総利益	1,911
研究開発費	6,072
販売費および一般管理費	7,469
営業利益(損失)	11,630
その他収益(その他費用)	
受取利息および受取配当金	548
支払利息	2
その他	2,008
その他収益(その他費用)合計	1,462
税引前四半期純利益(損失)	13,092
法人税等	5,361
持分法投資利益(損失)	27
四半期純利益(損失)	7,758

(単位：円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益(損失)	
基本的	43.40
希薄化後	43.40

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
四半期純利益(損失)	10,701
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整	
減価償却費	6,956
繰延法人税等	9,401
ストック・オプションによる報酬費用	172
売上債権の増減(増加)	16,648
棚卸資産の増減(増加)	11,144
買掛金の増減(減少)	7,143
未払法人税等の増減(減少)	156
未払費用の増減(減少)	4,839
製品保証引当金の増減(減少)	1,180
未払退職および年金費用の増減(減少)	254
その他	6,456
営業活動によるキャッシュ・フロー 計	7,702
投資活動によるキャッシュ・フロー	
短期投資の増減(増加)	18,417
市場性のない投資有価証券の売却による収入	34
有形固定資産の売却による収入	390
無形資産の購入額	568
有形固定資産の購入額	4,523
その他	322
投資活動によるキャッシュ・フロー 計	23,406
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	8,669
その他	5
財務活動によるキャッシュ・フロー 計	8,674
現金および現金同等物に係る換算差額	4,730
現金および現金同等物の純増減額(減少)	29,108
現金および現金同等物の期首残高	147,348
現金および現金同等物の四半期末残高	118,240

四半期連結財務諸表注記

注1．会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法

(a) 連結財務諸表が準拠している用語、様式および作成方法

アドバンテストの連結財務諸表は、米国預託証券の発行等に関して要請されている米国における会計処理の原則および手続ならびに用語、様式および作成方法（会計調査公報（ARB）、会計原則審議会（APB）意見書、財務会計基準書（SFAS）等、以下「米国会計基準」）に準拠して作成しております。

当四半期連結財務諸表は、注2（b）で記載されている変更を除き、重要な点において、平成20年3月31日に終了した連結会計年度の連結財務諸表に適用されたもの同一の、米国において一般に認められる会計基準に準拠して作成されています。

当四半期連結財務諸表は、監査されておりませんが、経営者の見解として、四半期の経営成績を適正に表示するために必要な通常の決算修正を実施しております。当四半期連結財務諸表は、平成20年3月31日に終了した連結会計年度の連結財務諸表と合わせて利用されるべきであります。

(b) 連結財務諸表の作成状況および米国証券取引委員会における登録状況

当社は平成13年9月17日（現地時間）にニューヨーク証券取引所に上場（ADR（米国預託証券）を発行）し、平成13年3月期以降、Form 20 - F（わが国の有価証券報告書に相当）を米国証券取引委員会に登録しております。なお、Form 20 - Fの登録に際し、連結財務諸表を米国会計基準に基づいて作成しております。

(c) 日本会計基準に準拠して作成する場合との主要な相違点

アドバンテストが採用する会計処理の原則および手続ならびに表示方法のうち、わが国の会計処理の原則および手続ならびに表示方法に準拠して作成する場合との主要な相違の内容は次のとおりであります。

有給休暇引当金

将来の休暇について従業員が給与を受け取る権利に対して、SFAS第43号「有給休暇の会計」に準拠して、引当金を計上しております。

未払退職および年金費用

SFAS第87号「年金に関する事業主の会計」およびSFAS第158号「確定給付型年金およびその他の退職後給付制度に関する事業主の会計」に準拠して会計処理しており、年金制度の財政状況（退職給付債務と年金資産の公正価値の差額）を連結貸借対照表で認識することとしております。

のれん

SFAS第142号「のれんおよびその他の無形資産」に準拠して、のれんの規則的償却を行わず、少なくとも1年に一度は減損のテストにより減損の評価を行うこととしております。

注2．事業の内容および重要な会計方針

(a) 事業の内容

アドバンテストは、半導体・部品テストシステムの製品群とテスト・ハンドラやデバイス・インタフェース等のメカトロニクス関連製品群の製造・販売を主な事業内容とし、その他にこれらに関連する研究開発および保守・サービス等の事業活動を展開しております。

半導体・部品テストシステム事業部門は、半導体・電子部品産業においてテストシステム製品を顧客に提供することを事業としております。この事業部門は、メモリ半導体デバイスのテストシステムであるメモリ半導体用テストシステム、非メモリ半導体デバイスのテストシステムであるSoC半導体用テストシステムなどの製品群を事業内容としております。

メカトロニクス関連事業部門は、半導体デバイスをハンドリングするメカトロニクス応用製品のテスト・ハンドラ、被測定物とのインタフェースであるデバイス・インタフェースおよびナノテクノロジー関連の製品群を事業内容としております。

サービス他部門の内容は、上記の事業に関連した総合的な顧客ソリューションの提供、サポート・サービスおよび機器リース事業等で構成されております。

(b) 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更および未適用の新会計基準

平成18年9月に、米国財務会計基準審議会は、基準書第157号「公正価値の測定」を発行しました。基準書第157号は、公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大しております。基準書第157号は、新しい事象について公正価値の使用を拡大するものではありませんが、年度

および四半期の財務報告において追加的な開示を要求するものであります。アドバンテストは、平成20年4月1日に開始する第1四半期から金融資産および負債に基準書第157号およびその改定基準書を適用しました。基準書第157号の適用による経営成績および財政状態への重要な影響はありません。非金融資産および負債については、平成20年11月15日より後に開始する連結会計年度より適用されます。現在、非金融資産および負債に関する基準書第157がアドバンテストの連結財務諸表に与える影響を検討しております。

平成19年2月に、米国財務会計基準審議会は、基準書第159号「金融資産および金融負債に関する公正価値の選択 - 基準書第115号の改訂を含む」を発行しました。基準書第159号は、特定の金融資産および金融負債を選択して公正価値で測定できることを規定しており、公正価値を選択した項目に関する未実現損益は損益に計上されることとなります。アドバンテストは、平成20年4月1日に開始する第1四半期から基準書第159号を適用しましたが、どの金融商品に対しても公正価値による評価を選択しておりません。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は、基準書第141号（平成19年改訂）「企業結合」（以下「基準書第141号改」という。）を発行しました。基準書第141号改は、買収企業が財務諸表において、取得した識別可能な資産、引き継いだ負債、被買収企業の非支配持分および取得したのれんの認識および測定に関する基準および要求を規定しております。また基準書第141号改は、企業結合の内容および財務諸表に対する影響の評価を可能にする開示を要求しております。基準書第141号改は、平成20年12月15日より後に開始する連結会計年度より適用されます。アドバンテストにおいては平成21年4月1日に開始する第1四半期から適用となります。現在、基準書第141号改がアドバンテストの連結財務諸表に与える影響を検討しております。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は、基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分 - ARB第51号の改訂」を発行しました。基準書第160号は、親会社以外が保有する子会社における所有持分、親会社および非支配持分へ帰属する連結上の当期純利益の金額、親会社の所有持分の変動、および子会社が連結対象外となったときの非支配持分投資の評価に関する会計処理および報告の基準を規定しております。また基準書第160号は、親会社持分と非支配持分とを明確に特定し、識別して開示することを要求しております。基準書第160号は、平成20年12月15日より後に開始する連結会計年度より適用されます。アドバンテストにおいては平成21年4月1日に開始する第1四半期から適用となります。現在、基準書第160号がアドバンテストの連結財務諸表に与える影響を検討しております。

注3．棚卸資産

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）および前連結会計年度末（平成20年3月31日）における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	単位：百万円	
	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
製品	5,753	8,258
仕掛品	7,605	13,998
原材料および貯蔵品	2,810	4,567
	16,168	26,823

注4．公正価値による測定

SFAS第157号は、価格評価手法に用いられる基礎情報の利用について、以下のような3つのレベルの公正価値の階層を設けております。

「レベル1」の基礎情報とは、測定日において会社が参加することのできる活発な市場での、同一の資産または負債の調整する必要のない取引価格であります。

「レベル2」の基礎情報とは、「レベル1」に属する取引価格以外で、直接的あるいは間接的にその資産または負債に関連して市場から入手できるものであります。

「レベル3」の基礎情報とは、その資産または負債に関連して市場から入手できないものであります。

毎期公正価値で測定される資産および負債

当第3四半期連結会計期間末において、継続的に公正価値で測定されている金融資産および負債のレベル別帳簿価格は次のとおりです。

	単位：百万円			
	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)			
	合計	活発な市場での 取引価格 (レベル1)	市場から入手 可能なその他の 情報 (レベル2)	市場からの入手 不可能な情報 (レベル3)
金融資産				
売却可能有価証券	3,486	3,486	-	-
公正価値で測定された 資産合計	3,486	3,486	-	-

この内訳明細には、取得原価、その他公正価値以外で測定されている資産および負債は含まれておりません。公正価値で測定されている金融資産および負債は、売却可能有価証券であります。この売却可能有価証券の公正価値の修正は、損失が一時的でない場合を除き、その他の包括利益(損失)累計額を税引後金額で増減させております。損失が一時的でない場合には、その他収益(その他費用)で処理しております。

非経常的に公正価値で測定される資産および負債

当第3四半期連結会計期間末において、非経常的に公正価値で測定されている金融資産および負債のレベル別帳簿価格は次のとおりです。

	単位：百万円				当第3四半期 連結累計期間 における利益 (損失)	当第3四半期 連結会計期間 における利益 (損失)
	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)					
	合計	活発な市場での 取引価格 (レベル1)	市場から入手 可能なその他の 情報 (レベル2)	市場からの入手 不可能な情報 (レベル3)		
金融資産						
市場性のない 投資有価証券	583	-	583	-	417	417
当第3四半期連 結会計期間末に 保有する資産の 利益(損失)合計					417	417

帳簿価格1,000百万円の市場性のない投資有価証券は、その公正価値583百万円に評価減され、一時的でない減損損失417百万円は、当第3四半期連結累計期間および当第3四半期連結会計期間の連結損益計算書のその他収益(その他費用)に含まれております。

注5．法人税等

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)において、年間見積実効税率は約41.0%であり、40.4%の法定税率と差異が生じています。主な要因は、海外子会社での適用税率の差異、税額控除および海外子会社の未分配利益に対する税効果であります。

注6．包括利益(損失)

包括利益(損失)(税効果調整後)の内訳は次のとおりであります。

単位：百万円	
当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
四半期純利益(損失)	10,701
その他の包括利益(損失)	
為替換算調整勘定	4,990
純未実現有価証券評価損益	
当期発生純未実現損益	2,070
控除 純実現損益の再分類調整	1,615
純未実現損益	455
年金債務調整	33
四半期包括利益(損失)	16,113

単位：百万円	
当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
四半期純利益(損失)	7,758
その他の包括利益(損失)	
為替換算調整勘定	5,780
純未実現有価証券評価損益	
当期発生純未実現損益	1,224
控除 純実現損益の再分類調整	556
純未実現損益	668
年金債務調整	11
四半期包括利益(損失)	14,195

注7．株式に基づく報酬

平成20年7月に当社は、取締役会にて承認されたストック・オプションを当社および当社国内外子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員に対して付与しました。そのストック・オプションの付与株式数の合計は、704,000株であります。ストック・オプションの行使価格は(1)付与日の前月における平均価格の1.05倍または(2)付与日の東京証券取引所で取引される当社株式の終値のいずれか高い価格を行使価格としており、権利行使価格は2,653円であります。これらのオプションの権利行使期間は4年間であり、平成21年4月1日より行使可能であります。

当第3四半期連結累計期間および当第3四半期連結会計期間における株式に基づく報酬費用は172百万円および86百万円であり、それらは連結損益計算書上、販売費および一般管理費に含まれております。当第3四半期連結累計期間および当第3四半期連結会計期間において報酬費用に関する税効果金額を45百万円および22百万円計上しております。

当第3四半期連結累計期間に付与されたストック・オプションの1株当たりの加重平均公正価格は、付与日において369円であります。

注8．未払退職および年金費用

期間純年金費用の内訳は次のとおりであります。

単位：百万円	
当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
期間純年金費用の内訳	
勤務費用	1,091
利息費用	525
年金資産の期待収益	257
未認識分の償却	
年金数理損益(純額)	213
過去勤務費用	158
期間純年金費用	1,414

単位：百万円	
当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
期間純年金費用の内訳	
勤務費用	338
利息費用	175
年金資産の期待収益	85
未認識分の償却	
年金数理損益(純額)	71
過去勤務費用	53
期間純年金費用	446

注9．剰余金の配当

平成20年4月25日開催の取締役会決議により、平成20年3月31日現在の株主に対して、平成20年6月3日に効力発生した期末配当金の総額は4,468百万円であり、1株当たり配当額は25円であります。

平成20年10月30日開催の取締役会決議により、平成20年9月30日現在の株主に対して、平成20年12月1日に効力発生した中間配当金の総額は4,468百万円であり、1株当たり配当額は25円であります。

注10．製品保証引当金

アドバンテストは、ある一定期間において、当社の製品およびサービスに対する保証を行っております。当第3四半期連結累計期間における製品保証引当金の増減は以下のとおりであります。

単位：百万円

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
期首残高	3,143
増加額	3,440
使用額	4,308
為替換算調整額	49
期末残高	2,226

注11．その他収益（その他費用）

当第3四半期連結累計期間および当第3四半期連結会計期間において、その他収益（その他費用）には、投資有価証券評価損がそれぞれ2,709百万円および933百万円、為替差損がそれぞれ1,715百万円および1,098百万円含まれております。

注12．セグメント情報

【事業の種類別セグメント情報】

アドバンテストは、半導体・部品テストシステムの製品群とテスト・ハンドラやデバイス・インタフェース等のメカトロニクス関連製品群の製造・販売を主な事業内容とし、その他にこれらに関連する研究開発および保守・サービス等の事業活動を展開しております。SFAS第131号「企業のセグメントおよび関連情報の開示」に従い、アドバンテストは3つの営業および報告可能なセグメントを有しております。これらの事業セグメントは製品と市場の性質に基づいて決められます。

当第3四半期連結会計期間および当第3四半期連結累計期間における事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

単位：百万円

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)				
	半導体・ 部品テスト システム事業	メカトロ ニクス 関連事業	サービス他	消去または 全社	合計
外部顧客に対する売上高	7,404	2,189	5,004	-	14,597
セグメント間の内部売上高	98	98	-	196	-
売上高	7,502	2,287	5,004	196	14,597
調整前営業利益（損失）	9,665	1,476	17	420	11,544
（調整）ストック・オプション費用					86
営業利益（損失）					11,630

単位：百万円

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)				
	半導体・ 部品テスト システム事業	メカトロ ニクス 関連事業	サービス他	消去または 全社	合計
外部顧客に対する売上高	42,698	11,175	13,244	-	67,117
セグメント間の内部売上高	448	2,175	-	2,623	-
売上高	43,146	13,350	13,244	2,623	67,117
調整前営業利益（損失）	8,277	3,181	1,005	4,920	15,373
（調整）ストック・オプション費用					172
営業利益（損失）					15,545

全社に含まれる営業利益（損失）への調整は、主として全社一般管理費および事業セグメントに割り当てられていない基礎的研究活動に関連する研究開発費であります。

アドバンテストは、ストック・オプション費用調整前営業利益（損失）をマネジメントによる事業別セグメントの評価等に使用しております。

【地域別売上高】

当第3四半期連結会計期間および当第3四半期連結累計期間における外部顧客に対する売上高は次のとおりであります。

単位：百万円

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
日本	6,516
米州	2,751
欧州	898
アジア	4,432
合計	14,597

単位：百万円

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
日本	20,477
米州	10,794
欧州	1,792
アジア	34,054
合計	67,117

- (注) 1. 外部顧客に対する売上高は顧客の所在地に基づいております。
2. 各区分に属する主な国または地域
- (1) 米州.....米国、コスタリカ共和国等
 - (2) 欧州.....イスラエル、アイルランド、ドイツ、ポルトガル等
 - (3) アジア.....韓国、台湾、中国等

【所在地別セグメント情報】（補足情報）

当第3四半期連結会計期間および当第3四半期連結累計期間における出荷事業所の所在地別の売上高および営業利益（損失）は次の表のとおりであります。SFAS第131号に従い要求される開示に加えて、アドバンテストはこの情報を日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し補足情報として開示しております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 （百万円）	米州 （百万円）	欧州 （百万円）	アジア （百万円）	計 （百万円）	消去または は全社 （百万円）	連結 （百万円）
売上高および営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	8,135	4,447	733	1,282	14,597	-	14,597
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	4,472	809	482	1,101	6,864	6,864	-
計	12,607	5,256	1,215	2,383	21,461	6,864	14,597
営業利益（損失）	11,265	101	452	358	11,460	170	11,630

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 （百万円）	米州 （百万円）	欧州 （百万円）	アジア （百万円）	計 （百万円）	消去または は全社 （百万円）	連結 （百万円）
売上高および営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	37,378	17,083	2,239	10,417	67,117	-	67,117
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	19,721	2,447	999	3,906	27,073	27,073	-
計	57,099	19,530	3,238	14,323	94,190	27,073	67,117
営業利益（損失）	15,202	1,834	711	3,173	10,906	4,639	15,545

（注）1．国または地域は地理的の近接度によって区分しております。

2．各区分に属する主な国または地域

（1）米州.....米国等

（2）欧州.....ドイツ等

（3）アジア.....韓国、台湾、シンガポール等

注13．1株当たり情報

当第3四半期連結累計期間および当第3四半期連結会計期間における基本および希薄化後1株当たり四半期純利益（損失）の計算は次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
分子		
四半期純利益（損失）	10,701	百万円
分母		
基本的平均発行済株式数	178,725,171	株
ストック・オプションの希薄化の影響	-	株
希薄化後平均発行済株式数	178,725,171	株
基本的1株当たり四半期純利益（損失）	59.87	円
希薄化後1株当たり四半期純利益（損失）	59.87	円

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
分子		
四半期純利益（損失）	7,758	百万円
分母		
基本的平均発行済株式数	178,724,470	株
ストック・オプションの希薄化の影響	-	株
希薄化後平均発行済株式数	178,724,470	株
基本的1株当たり四半期純利益（損失）	43.40	円
希薄化後1株当たり四半期純利益（損失）	43.40	円

平成20年12月31日現在、アドバンテストは、希薄化効果を有しないため希薄化後1株当たり四半期純利益（損失）の計算より除いているものの、将来において1株当たり四半期純利益（損失）を希薄化する可能性のある発行済のストック・オプションを4,986,980株有しております。

注14．後発事象

平成21年1月28日開催の取締役会において、割増加算金の支給を含む希望退職の募集を当社および国内関係会社で行うことを決議いたしました。この募集は平成21年2月25日までの期間で行われ、割増加算金の支給総額は40億円程度となる可能性があります。この決議による財政状態および経営成績に対する影響額は現時点で未確定であります。

2【その他】

- (1)平成20年10月30日開催の取締役会において、平成20年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、中間配当として、1株につき25円（総額4,468百万円）を支払うことを決議いたしました。
- (2)その他該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月3日

株式会社アドバンテスト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 哲哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薄井 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンテストの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1参照）に準拠して、株式会社アドバンテスト及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表注記14.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年1月28日開催の取締役会において、割増加算金の支給を含む希望退職の募集を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。